

感染症法における届出対象疾患一覧

(2021年2月13日現在)

1 医師による届出対象疾患

○届出基準:「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」

一類

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) エボラ出血熱 | (5) ペスト |
| (2) クリミア・コンゴ出血熱 | (6) マールブルグ病 |
| (3) 痘そう | (7) ラッサ熱 |
| (4) 南米出血熱 | |

二類

- | | |
|--|--|
| (8) 急性灰白髄炎(ポリオ) | (12) 中東呼吸器症候群
(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。) |
| (9) 結核 | |
| (10) ジフテリア | |
| (11) 重症急性呼吸器症候群
(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。) | (13) 鳥インフルエンザ(H5N1) |
| | (14) 鳥インフルエンザ(H7N9) |

三類

- | | |
|------------------|------------|
| (15) コレラ | (18) 腸チフス |
| (16) 細菌性赤痢 | (19) パラチフス |
| (17) 腸管出血性大腸菌感染症 | |

四類

- | | |
|--|-------------------------------|
| (20) E型肝炎 | (41) デング熱 |
| (21) ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む。) | (42) 東部ウマ脳炎 |
| (22) A型肝炎 | (43) 鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く。) |
| (23) エキノコックス症 | (44) ニバウイルス感染症 |
| (24) 黄熱 | (45) 日本紅斑熱 |
| (25) オウム病 | (46) 日本脳炎 |
| (26) オムスク出血熱 | (47) ハンタウイルス肺症候群 |
| (27) 回帰熱 | (48) Bウイルス病 |
| (28) キャサヌル森林病 | (49) 鼻疽 |
| (29) Q熱 | (50) ブルセラ症 |
| (30) 狂犬病 | (51) ベネズエラウマ脳炎 |
| (31) コクシジオイデス症 | (52) ヘンドラウイルス感染症 |
| (32) サル痘 | (53) 発しんチフス |
| (33) ジカウイルス感染症 | (54) ボツリヌス症 |
| (34) 重症熱性血小板減少症候群
(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。) | (55) マラリア |
| (35) 腎症候性出血熱 | (56) 野兔病 |
| (36) 西部ウマ脳炎 | (57) ライム病 |
| (37) ダニ媒介脳炎 | (58) リッサウイルス感染症 |
| (38) 炭疽 | (59) リフトバレー熱 |
| (39) チクングニア熱 | (60) 類鼻疽 |
| (40) つつが虫病 | (61) レジオネラ症 |
| | (62) レプトスピラ症 |
| | (63) ロッキー山紅斑熱 |

五類 全数把握対象

- | | |
|---|------------------------------------|
| (64) アメーバ赤痢 | (75) 侵襲性髄膜炎菌感染症 *直ちに届出 |
| (65) ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く) | (76) 侵襲性肺炎球菌感染症 |
| (66) カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 | (77) 水痘
(患者が入院を要すると認められるものに限る。) |
| (67) 急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く) | (78) 先天性風しん症候群 |
| (68) 急性脳炎
(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。) | (79) 梅毒 |
| (69) クリプトスポリジウム症 | (80) 播種性クリプトコックス症 |
| (70) クロイツフェルト・ヤコブ病 | (81) 破傷風 |
| (71) 劇症型溶血性レンサ球菌感染症 | (82) バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症 |
| (72) 後天性免疫不全症候群 | (83) バンコマイシン耐性腸球菌感染症 |
| (73) ジアルジア症 | (84) 百日咳 |
| (74) 侵襲性インフルエンザ菌感染症 | (85) 風しん *直ちに届出 |
| | (86) 麻しん *直ちに届出 |
| | (87) 薬剤耐性アシネトバクター感染症 |

診断後直ちに届出

全数報告

七日以内に届出

五類 定点把握対象

週報・月報報告

- 週報・小児科定点
(88) RSウイルス感染症
(89) 咽頭結膜熱
(90) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
(91) 感染性胃腸炎
(92) 水痘
(93) 手足口病
(94) 伝染性紅斑
(95) 突発性発しん
(96) ヘルパンギーナ
(97) 流行性耳下腺炎
- インフル、眼科定点
(98) インフルエンザ*¹
(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)
- 週報
(99) 急性出血性結膜炎
(100) 流行性角結膜炎

- 週報
(101) クラミジア肺炎(オウム病を除く)
(102) 細菌性髄膜炎
(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。)
- 月報
(103) マイコプラズマ肺炎
(104) 無菌性髄膜炎
(105) 感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスに限る。)*²
- 性感染症定点
(106) 性器クラミジア感染症
(107) 性器ヘルペスウイルス感染症
(108) 尖圭コンジローマ
(109) 淋菌感染症
- 月報
(110) ペニシリン耐性肺炎球菌感染症
(111) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
(112) 薬剤耐性緑膿菌感染症

定点報告

*1 インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)の基幹定点の届出対象は入院したもの
*2 (105)感染性胃腸炎のうち、病原体がロタウイルスであるものを基幹定点から届け出る

新型インフルエンザ等感染症

(113) 新型コロナウイルス感染症

指定感染症

該当なし

法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(114)疑似症

診断後直ちに届出

全数報告

定点報告

届出は管轄保健所へ

2 獣医師による届出対象疾患と動物

○届出基準:「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項の規定に基づく届出の基準について」

感染症法第13条に基づく獣医師が届出を行う感染症と動物

- | | |
|---|---|
| (1) エボラ出血熱(サル) | (6) ウエストナイル熱(鳥類に属する動物) |
| (2) 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る(イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシン)) | (7) エキノコックス症(犬) |
| (3) ペスト(プレリードッグ) | (8) 結核(サル) |
| (4) マールブルグ病(サル) | (9) 鳥インフルエンザ
(H5N1またはH7N9(鳥類に属する動物)) |
| (5) 細菌性赤痢(サル) | (10) 中東呼吸器症候群(ヒトコブラクダ) |

届出は管轄保健所へ